

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく
「緊急事態宣言」発令に伴う日建連関西支部の事務局体制に関するお知らせ(その3)**

2020 年 6 月 1 日
一般社団法人日本建設業連合会関西支部

今般、新型コロナウイルスによる感染者数の急速な拡大を受けて、政府対策本部から「緊急事態宣言」が支部所在地の大阪府を対象に発出(4/7)され、また 4 月 16 日には、その措置が全国を対象に拡大されておりましたが、同宣言が解除(5/25)されました。

これにより、支部職員の自宅待機等の対応を行っていた事業継続体制について、対応を徐々に緩和し、6月8日からは、全職員の出勤体制と致します。

ご利用の皆様には大変ご不便をお掛けしましたが、ご理解、ご協力に感謝申し上げます。

なお、今後の情勢により、再び対応の必要が生じた場合には、改めてお知らせ致します。

以上